

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	大阪港湾局 施設管理部 海務課 (海務) (06-6571-1745) 海務課 (埠頭) (06-6572-4033)
処分担当名	同上
処分の名称	工作物等の設置の許可
概要	港湾施設に使用者が施設利用上必要な工作物等を設置しようとする場合、大阪市港湾施設条例第8条の規定により、市長の許可を必要とします。
根拠法令等 及び条項	大阪市港湾施設条例 (昭和39年4月1日 条例第76号) 第8条 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) 大阪市港湾施設条例施行規則 (平成21年3月30日規則第79号) 第7条 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	<p>◎次に掲げる要件を全て満たすことが必要です。</p> <p>(1) 設置しようとする工作物が、次の各号の要件を満たすことが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①港湾施設の機能を阻害しないものであること ②施設の基本的形態を変更しないものであり、管理運営上支障とならないものであること ③本市の定める技術基準及び関係法令に適合しているものであること ④原状回復が容易なものまたは本市の指示があれば速やかに撤去可能なものであること ⑤近隣の使用者の使用を妨げないものであること <p>(2) 設置場所は、港湾施設の機能を阻害しない位置であること</p> <p>(3) 設置目的は、港湾荷役作業用又は作業関係者の福利厚生用であること</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「港湾荷役作業用のもの」とは、次のものをいいます。 <ul style="list-style-type: none"> ・荷役機械及びその置き場、冷凍コンテナ用電源設備、コンテナ車両用自家用給油所、貨物保管施設、上屋等の建物のひさし、フェンス、ゲート、照明灯、現場事務所及び詰所、事務機器、電話・ファックス等の通信機器、OA機器 ○「福利厚生用のもの」とは、次のものをいいます。 <ul style="list-style-type: none"> ・作業員詰所 (寄場、休憩所)、空調機等の電化製品、自動販売機、公衆電話 <p>(4) 管理上の支障がないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「管理上の支障」とは、使用者や付近作業員の生命、身体の保護をはじめ、施設の維持・補修、使用者間の利用調整など施設の管理上の支障をいいます。 <p>(5) その他市長が不適当と認める事由がないこと</p> <p>◎上記の各号に該当しない場合でも、個々具体のケースにより、施設の実情に応じて不適当とされる場合があります。</p>
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	大阪港湾局 施設管理部 海務課 (海務、埠頭)
提出時期	随時
提出方法	所定の申請書及び添付書類を許可を受けようとする施設を所管する担当へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	大阪港湾局 施設管理部 海務課 (海務、埠頭)
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/port/page/0000434549.html
備考	